

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	改正前
1 省略 2 競争参加資格委員会による決定事項 <u>(1) 契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1－1号により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出し、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」（以下「評価結果」という。）については開札前までに様式4－1号により競争参加資格委員会に提出するものとする。<u>ただし、建築一式工事については以下の（2）から（4）による。</u></u> <u>(2) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、関係部競争参加資格委員会委員長（以下「委員長」という。）が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。</u> <u>(3) 委員長は、（2）の報告を受けた後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について意見を聴取しなければならない。</u>	1 省略 2 競争参加資格委員会による決定事項 契約担任者は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を実施しようとするときは、「落札者決定基準」については入札公告までに様式1－1号により、かい（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定する「かい」をいう。）における競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）に提出し、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」（以下「評価結果」という。）については開札前までに様式4－1号により競争参加資格委員会に提出するものとする。

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	改正前
<u>(4) 委員長は、(3) による意見の提出を受けたときは、入札書等の提出期限後から開札直前までに契約担任者に様式4-1号により回答するものとする。なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。</u> 3 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 関係部等（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第3号に規定する「関係部等」をいう。）の部長等は、落札者決定基準について長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、意見を聴取しなければならない。 (2) 関係部等の部長等は、(1) による意見を聴取した上で、結果を契約担任者に報告するものとする。 4 省略 5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、<u>総合評価審査委員会による意見聴取及び</u>競争参加資格委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うことと	3 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 関係部等（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第3号に規定する「関係部等」をいう。）の部長等は、落札者決定基準について長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、意見を聴取しなければならない。 (2) 関係部等の部長等は、(1) による意見を聴取した上で、結果を契約担任者に報告するものとする。 4 省略 5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、競争参加資格委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	改正前
し、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。 6～10 省略 1.1 施行期日 この運用指針は、平成21年 4月 1日から施行する。 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。 <u>この運用指針は、平成28年 8月 1日から施行する。</u>	法を用いないものとする。 6～10 省略 1.1 施行期日 この運用指針は、平成21年 4月 1日から施行する。 この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。